

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	礒 川 湧 生

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 令和3年8月20日(金)
	午前9時00分から午前9時36分
	2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(15人) 別紙のとおり
	4. 欠席委員(0人) 別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第 12号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第 13号 農地法第4条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第 14号 農地法第5条の規定による許可申請
日程第 5 議案第 15号 農地利用最適化推進委委員の辞任について	
日程第 6 決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に	
よる当委員会の決定について	
日程第 7 専決報告	
1. 農地法第3条の3の規定による届出	
2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出	
3. 現況証明願	
日程第 8 報 告	
1. 農地法第18条第6項の規定による通知	
2. 農地改良届出書	
6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 渡邊有美子 主事 礪川湧	
生である。	
8. 会議の概要	
開会(午前9時00分)	
定刻となりましたので、只今より、令和3年8月定例農業委員会を始めさせて	
いただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長	
さんをお願いします。	
会長さん宜しくをお願いします。	

<p>会長</p>	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より8月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号 12番 加藤 さゆみ 委員 議席番号 13番 辻 義則 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 987 1517 1469"> <tr> <td>議案第12号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第13号</td> <td>農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第14号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第15号</td> <td>農地利用最適化推進委委員の辞任について・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>決定第5号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請6件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>	議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	6件	議案第13号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	3件	議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	8件	議案第15号	農地利用最適化推進委委員の辞任について・・・・・・・・	1件	決定第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・	3件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	6件		2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・	2件		3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	11件		2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1件
議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	6件																													
議案第13号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	3件																													
議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	8件																													
議案第15号	農地利用最適化推進委委員の辞任について・・・・・・・・	1件																													
決定第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・	3件																													
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	6件																													
	2. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・	2件																													
	3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4件																													
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	11件																													
	2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1件																													
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から6番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、6件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																														
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第12号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																														

<p>会長</p>	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請6件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地の近隣に居住しております。周辺住民や前職のつながりの高齢者施設等より、高齢者が気兼ねなく集まれる喫茶店が身近に欲しいとの意見を受け、申請地と自己所有地である雑種地等を一体利用し、喫茶店を建築する予定です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成11年に申請地の隣接地にて牛舎を建設し、主に牛乳を出荷するため、現在は乳牛130頭、子牛20頭ほどを飼育しています。規模が大きいため、牛のえさ、牛ふん、寝床に使用するもみ殻、出荷する牛乳は大変な量となります。それらを運ぶために毎日何回も大型トラックが出入りします。ただし、申請地付近は道が狭いため敷地内で転回する必要があります。また、もみ殻も置場が不足しております。今般の申請にて、申請地を農業用トラック転回場および農業用資材置場として利用する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地の隣接地に居住しております。自宅の北側で接道しているものの道幅が狭く、自動車の出入りが大変不便です。そこで、道幅の広い東側の道路からの進入路を設置したいと考えました。農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく申請地である農地の一部を利用していました。深く反省しております。今般の申請にて申請地を進入路として利用する計画です。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第13号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>

<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、申請地西側の市街化区域内に長屋住宅の建築を計画していますが、開発計画区域に接続する道路が4mに満たないため、4m以上に広げる必要があります。申請地は、道路を拡幅しても他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、道路を拡幅する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成30年より津島市で解体工事業を営んでいます。現在使用している保管場所は、資材が数回の盗難被害にあっており、危機管理の一環として対策を立てなければと思っていました。申請地南側隣接地に居住していますが、自宅に近い場所であれば管理も容易であると考え、申請地の所有者と交渉したところ快諾を得ることができました。申請地であれば外部の侵入を防ぎやすく、面積としても適当であり、他の農地への支障もないことから最適地として選定いたしました。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場として利用する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成19年より申請地北側にて糖尿病内科を経営しております。現在、医師5名で主に糖尿病治療の外来受診を行い、近郊のみならず、常時2,000名の患者の治療にあたっております。医師の人数も当初より増員し、多くの患者に対応しておりますが、現在の建物の規模では対応することができなくなっております。そこで、新たに第2診療所を建設する構想となりました。現在、週2時間の枠しかない整形外科の外来を一週間通して受診可能にし、糖尿病外来の枠もさらに広げて多くの患者に対応できるようにする計画です。今般の申請にて、申請地を買い受け、診療所の建築及び駐車場を設置する計画です。</p>

事務局

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地の近隣に居住しております。周辺住民や前職のつながりの高齢者施設等より、高齢者が気兼ねなく集まれる喫茶店が身近に欲しいとの意見を受け、申請地と自己所有地である雑種地等を一体利用し、喫茶店を建築する予定です。今般の申請にて申請地を借り受け、喫茶店建設地の一部として利用する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成30年二子町で産業廃棄物中間処理施設として営業を開始しました。事業は廃プラスチック類、紙くず等の産業廃棄物を当施設内で分級しています。現在作業場は満杯、仕分けしたのも一杯の状態です。また、持ち込みのための待機車両もあり、作業効率が大変悪い状態です。改善のために、空のアームコンテナのような処分とは関係のないものを選び別の場所に移動するのが最良の方法と考え、本計画となりました。申請地は当事業所の隣地であるため、利用面・管理面においても申し分なく、また他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場として利用する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地にて家族6人で生活しております。2人の孫も大きくなったため、物干しスペースと孫の自動車駐車スペースが必要になってきました。また、来客用駐車スペースもなく、困っておりました。そこで、隣接地所有者に話をしたところ快く同意していただけました。今般の申請にて、申請地を買い受け、駐車場及び物干し場を設置する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者である法人は平成27年に設立され、草平町にてとび・土木工事業及び解体業を主業務として営業しております。現在の資材置場及び駐車場は草平町地内に用地を賃借し、利用していますが、業務拡大のため手狭になってきており、資材置場等が十分に足りておらず、困っておりました。現状は受注先にて重機を一時的に保管していただいている状態です。このような状態を解消するために、本店所在地の近くで必要面積が確保できる場所を探したところ、申請地が見つかりました。申請地は周りの農地への影響も少なく、今回の申請にて申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者である法人は平成20年に設立され、草平町に事業所を置き、公園・緑地の維持管理や建築・土木工事の設計、施工を行っております。申請地の東側に資材置場兼駐車場がありますが、建設残土や建築資材を置く場所が全くないため、困っておりました。そこで隣接した申請地への敷地拡張を計画しました。申請地は周りの農地への影響も少なく、今回の申請にて申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。

以上、8件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第14号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請8件について 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第15号 農地利用最適化推進委員の辞任について 1件についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の申出者住所・氏名、申出内容を朗読及び説明) 農業委員会等に関する法律第23条には、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されております。正当な事由とは、長期病気療養等で推進委員の業務を行うことができないなどの、社会通念上やむを得ないと認められる場合でございます。本案につきましては、これに該当すると思われま。なお、農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決によって行う事とされておりますことから、今回議案として上程させていただいたところでございます。以上、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第15号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第15号 農地利用最適化推進委員の辞任について 1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、同意することに決定させていただきます。</p> <p>続きまして、決定第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》（1番から3番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第5号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から3番、全体筆数は5筆、面積は6,463㎡でございます。愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、3名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン でございます。愛知県知事同意は令和3年8月5日、愛知県農業振興基金同意は令和3年8月5日、公告年月日は令和3年8月31日、契約開始年月日は令和3年9月1日 となっております。権利の内容は、賃借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 5号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から6番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、6件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、4件の届出を受理いたしました。この事案につきましては、事務局にて申請書類・現地を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から11番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、11件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、1件の届出書を受付いたしました。報告は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、8月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時36分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和3年8月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 12番委員 加 藤 さゆみ

議事録署名者

議席番号 13番委員 辻 義 則